

	EPA	介護	技能実習	特定技能
在留資格	「特定活動」	「介護」※4	「技能実習1～3号」※7	「特定技能1号」
制度の目的	介護福祉士の国家資格を取りたい人を受け入れる 日本がほかの国と協力しあう	専門的な分野や技術的な分野に 外国人の労働者を受け入れる	日本の技能をほかの国に伝える	専門性や技能をもっている外国人を受け入れて、 労働者を増やす
実施している国	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし	制限なし	制限なし
日本に滞在できる期間	4年(資格をとれば制限なし)	制限なし	最長5年※8	最長5年※8
一緒にいける家族	家族(配偶者・子ども)※1	家族(配偶者・子ども)	なし	なし
日本語能力	N3※2	N2※5	N4	CFER A2、介護の言葉がわかる※10
母国での介護知識・経験	看護学校の卒業生 or 母国で介護士	個人による	監理団体による	一定の知識・技能がある※11
介護福祉士国家試験の受験義務	あり※3	あり※6	なし※9	なし※9
受け入れ調整・支援機関	JICWELS(公益社団法人国際厚生事業団)	なし	監理団体	登録支援機関

※1：介護福祉士の国家資格を取れた場合。

※2：フィリピンはN5以上、インドネシアはN4以上、ベトナムはN3以上。

※3：不合格でもよい点数を取れていれば、1年長く日本にいたることができます。

※4：介護福祉士の資格を取る前は、「留学」。

※5：N2以上が必要な養成学校があります。

※6：2017年4月～2022年3月までに卒業した人は、介護福祉士の国家資格が取れます。

ただし、卒業してから5年のあいだに国家試験に合格するか、卒業してから5年間介護の仕事をする必要があります。そうしないと資格がなくなります。

たとえば、2020年3月に卒業した人は、2025年までに国家試験に合格するか、2020年4月～2025年4月まで介護の仕事をする必要があります。

※7：1年目は「技能実習1号」、2～3年目は「技能実習2号」、4～5年目は「技能実習3号」。

※8：介護福祉士の資格を取れば、在留資格を「介護」に変えて、期間の制限をなくすことができます。

3年目まで終わった技能実習生は、「特定技能1号」の試験を受けなくてよいです(在留資格を変えた場合、技能実習の5年と特定技能の5年をあわせて10年までいることができます)。

※9：介護福祉士の資格を取れば、在留資格を「介護」に変えられます。

※10：独立行政法人国際交流基金の「日本語基礎テスト」と、厚生労働省の「介護日本語評価試験」に合格する必要があります。

日本語能力がN4以上の場合は「日本語基礎テスト」は受けなくてよいです。

※11：厚生労働省の「介護技能評価試験」に合格する必要があります。